

2008年10月23日
大和総研 制度調査部長
吉井 一洋

「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い（案）」へのコメント

◎米国のSFAS157号が設定されて以来の時価の解釈に関する混乱を解消し、わが国の金融商品会計基準における時価の考え方を明らかにするという意味で、今回の実務上の取扱いを公表する意義は大きいと思われる。

◎実務上の取扱いによれば、以下が明らかにされている。

①「不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引による価格は時価ではない」こと

②「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」や、「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」は、市場価格がない（又は市場価格を時価とみなせない）と考えられるため、このような場合には、時価は「基本的に、経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額」によること

◎上記の取扱いによれば、通常は取引所や店頭市場で活発に取引が行なわれている金融商品であっても、取引がほとんど行われなくなったり、あるいは買い手が極めて少なく、投売りに近い価格でしか取引されなくなった場合は、マーケットの価格ではなく、経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額」によることになるとと思われる。

◎例えば、現在、金融機関が大量に保有しており、その価格の下落が問題となっている変動利付国債も、マーケットの価格ではなく、「経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額」によることもありうると思われる。その場合、同じ変動利付国債でも、ある回号の変動利付国債はマーケットの価格を時価とし、別の回号の変動利付国債は合理的な見積もり価額を時価とすることもありうるし、その判断も企業ごとに異なることもありうるものと思われる。

◎したがって、財務諸表利用者の立場から言えば、以下の手当てが望まれるところである。

(1) 金融商品は基本的にはマーケットに価格があればその価格に基づくことが原則であり、マーケットの価格によらず、合理的な見積もり価額を用いる場合、それが妥当である旨の説明責任は、開示企業の経営陣にある旨を明確にする。

(2) マーケットの価格によらず合理的な見積もり価額を時価として用いている金融商品の

うち、重要なものについては、下記の注記を求める。

- i.その金融商品の種類
- ii.合理的な見積り方法の概略（用いているモデル、パラメータの考え方、流動性の影響をどの程度考慮しているかなどを含む）
- iii.見積もった時価（算定結果）

■例えば、変動利付国債について、マーケットの価格ではなく、合理的な見積り価額を時価として用いている場合、できればその回号まで開示することが望ましいが、無理であれば、変動利付国債について、マーケットの価格ではなく、合理的な見積り価額を用いている旨を注記する。

■（2）のような開示を行なうことで、企業間の比較可能性を確保できる。財務諸表利用者によるチェックを通じて各企業における時価の算定方法の合理性を確認できる。さらに、合理的な見積り価額の算定方法の格差を解消していくことにもつながる。

例えば、変動利付国債の合理的な見積り価額を算定する際に、適切なマーケット価格がある別の回号の変動利付国債のマーケット価格を参考にして算定する企業と、理論的には価格は変動しないとして 100 円を時価とする企業とがある場合に、上記の注記を行なうことで、その格差を縮小することにつながると思われる。

◎（2）の注記は、有価証券に関する注記、有価証券の評価基準及び評価方法に関する注記として行うことが望まれる。それが妥当でなければ、重要な会計方針の中の「その他財務諸表作成のための基本となる重要事項」、あるいは利害関係人が会社の財政及び経営の状況に関して適切な判断を行う上で必要と認められる「追加情報の注記」として注記を求めているかどうか。

◎注記を義務付けることが無理ならば、注記を促す措置をとることが望まれる（例えば、実務上の取扱いの公表時の前書きに盛り込む等）

◎従来から、マーケット価格ではなく見積り価額で評価してきた金融商品について、（2）の注記を行なうことの負担が重いのであれば、これまではマーケット価格で評価していたのを見積り価額に変更した金融商品についてのみ注記を求める（あるいは促す）こととしてもよいのではないか。

◎財務諸表の注記は、ASBJではなく、金融庁の管轄かもしれないが、例えば四半期会計基準など、注記事項で重要なものはASBJが決定してきた実績もある。重要な注記事項について、会計基準設定主体が定めることに、特段の問題はないものと思われる。